

**Information <三重おもいやり駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度) 10月1日よりスタート>**

**● 制度**

身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方に、公共施設や店舗などに設置される「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度

**● 概要**

車いす使用者用駐車場等の適正な利用を進めるため、利用できる方を明らかにし、新しく利用ルールとマーク(\*)を定めるものです。



(▲\*)

**<参考関連マーク>**



障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークで、昭和44年に国際リハビリテーション協会の総会で採択されたもの。



警察庁が道路交通法に基づき定めたマーク。自動車の運転免許を受けた人のうち、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件がついている人が自動車に貼付するもので、表示の義務はない。

**● 「おもいやり駐車場」の例と利用法**

ほかの人からも分かるように、利用証(\*)を車内のルームミラー等に掲示して、駐車場をご利用ください。



(▲\*)

**● 交付対象者及び有効期間 歩行が困難で以下の基準に該当する方**

区分		交付要件	有効期限	区分	交付要件	有効期限	
障がい者 身体障がい	視覚障がい	1級から4級	5年 ※5年毎に更新可	要介護 高齢者等	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1~5」の方	5年 ※5年毎に更新可	
	聴覚障または 平衡機能障がい	聴覚障がい		2級から3級	難病患者	特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者	産前4か月~産後6か月 ※生後6か月未満の乳児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用可
		平衡機能障がい		3級、5級			
	肢体不自由	上肢		1級から2級	妊産婦	けがによる一時的な歩行困難者で、医師の証明書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	必要な期間(更新を可とするが最長1年の範囲内に限る)
		下肢		1級から6級			
		体幹		1級、2級、3級、5級			
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1級から2級	けが人	上記以外の歩行困難者で、医師の証明書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	最長5年(更新可)
		移動機能		1級から6級			
	心臓機能障がい	1級、3級、4級		5年 ※5年毎に更新可	その他	上記以外の歩行困難者で、医師の証明書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	最長5年(更新可)
	じん臓機能障がい	1級、3級、4級					
	呼吸器機能障がい	1級、3級、4級					
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級、4級					
	小腸の機能障がい	1級、3級、4級					
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級					
肝臓機能障がい	1級から4級						
知的障がい	療育手帳の障がいの程度欄が「A」の方						
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳の障がい区別が「1級」の方						

※利用証は、交付対象となる方が同乗されている場合もご利用いただけます。

**● 全国における制度の導入状況**



利用証の全国相互利用が可能(導入府県のみ)

**● 利用証の申請先**

- 三重県健康福祉総務課(県庁4階)
- 三重県内の保健福祉事務所(鈴鹿他)
- 三重県障害者相談支援センター(津市一身田大古曾670-2)
- 亀山総合保健福祉センター「あいあい」高齢障がい支援室

**米・牛肉の放射性物質の新しい基準値が10月1日よりスタート**

放射性セシウムの暫定規制値(単位:ベクレル/kg)

食品群	野菜類	穀類	肉・卵・魚・その他	牛乳・乳製品	飲料水
規制値	500			200	200

※放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

放射性セシウムの新基準値(単位:ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

食品中の放射性物質の新しい基準値が、平成24年4月1日から改定されましたが、準備期間が必要であった米・牛肉については、平成24年10月1日より新基準値に移行しました。(500ベクレル/kgから100ベクレル/kg)

これに伴い、県産牛の放射性物質の全頭検査は、平成24年8月23日から変更されています。尚、大豆については、平成25年1月1日から新基準が適用されます。

